

# 茨城県知事選挙



投票日：9月5日（日）

投票時間：午前7時から午後6時まで

大事な投票、忘れずに！

9月5日(日)は、任期満了に伴う茨城県知事選挙の投票日です。県政の担い手を決める大切な選挙ですので必ず投票しましょう。

## ▶利根町で投票できる方

投票できる方は、次の2つの要件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。

- ①平成15年9月6日までに生まれた方
- ②令和3年5月18日以前から利根町に住居登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ※1 令和3年5月19日以降に県内の他市町村から利根町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ※2 令和3年5月19日以降に利根町から県内の他市町村に転出された方は、利根町の選挙人名簿に登録されていれば利根町で投票することができます。投票する際、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。この証明書は、県内各市町村の住民票担当課において無料で発行されます。なお、県外へ転出された方は投票できません。

## ▶投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記（家族7人以上は2通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

## ▶新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、有権者の皆さまに安心して投票していただくため、次のとおり感染症対策を実施します。投票される際はマスクの着用や手指消毒などの感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

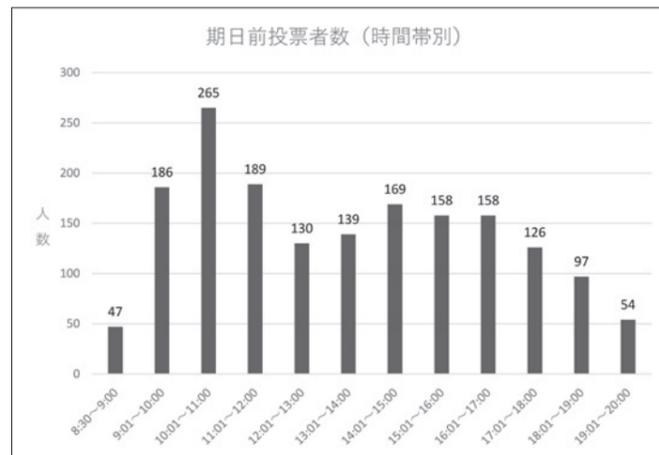
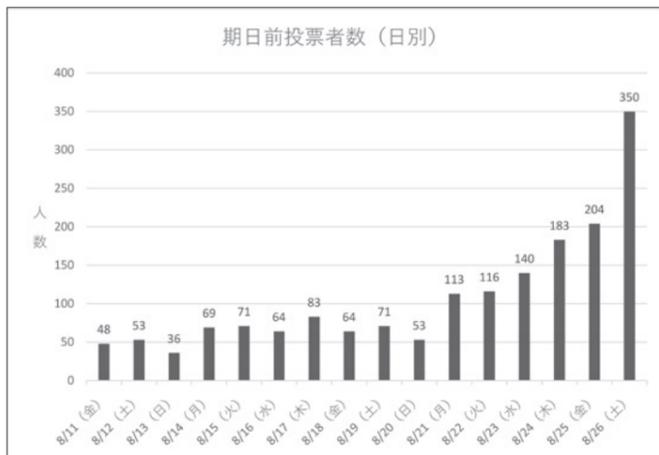
- ・消毒用アルコールの設置
- ・受付に飛沫拡散防止用のパーテーションの設置
- ・備え付けの鉛筆や記載台などの消毒の徹底
- ・オゾン除菌消臭器の設置および投票所内の換気の実施
- ・投票所職員のマスクの着用

## ▶期日前投票

期間：8月20日（金）から9月4日（土）まで  
 時間：午前8時30分から午後8時まで  
 場所：利根町役場1階多目的ホール

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障がいのため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。また、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由に該当します。次のグラフは、平成29年8月27日執行の茨城県知事選挙における日別および時間帯別の期日前投票者数を表していますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、混雑する日や時間帯を避けての投票にご協力をお願いします。

平成29年8月27日執行茨城県知事選挙



## ▶選挙公報

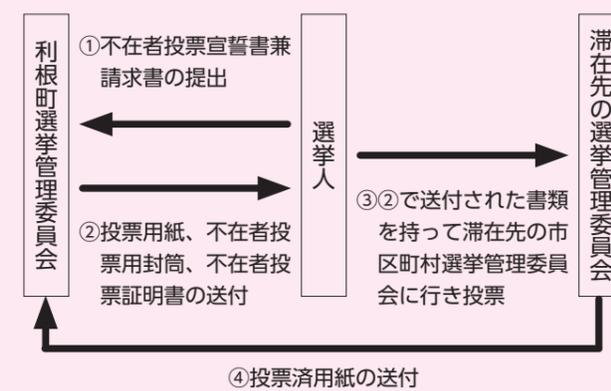
選挙公報は、9月3日（金）までに新聞折込みで配布するほか、役場、文化センター、図書館、生涯学習センター、保健福祉センターにも設置します。

新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

## ▶不在者投票

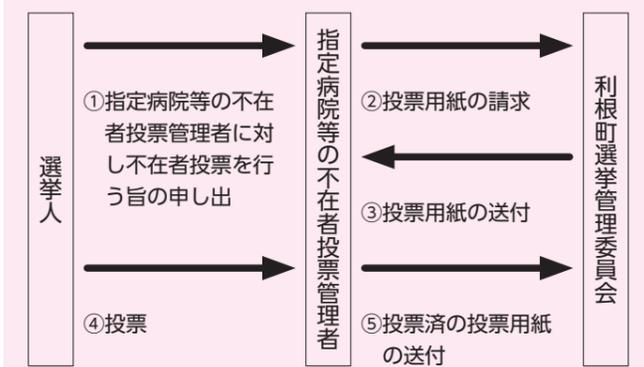
仕事や旅行などの長期の滞在などで投票日に投票ができない方や都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホーム等に入院・入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

### ●滞在先での不在者投票の手続き



- ※1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
- ※2 不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

### ●指定病院または老人ホーム等での不在者投票の手続き



- ※1 入院・入所している施設が不在者投票できる施設であれば、その施設で投票ができますので、入院・入所している施設にご確認ください。

## ▶郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っている方で、一定の要件に該当する方および介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票をする際、「郵便等投票証明書」が必要になります。詳細については、利根町選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ▶特例郵便等投票

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は特例郵便等投票ができるようになりました。

○茨城県知事選挙において特例郵便等投票の対象となる方

次のいずれかに該当する選挙人で、投票用紙などの請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が8月20日（金）から9月5日（日）までの期間に係ると見込まれる方

- ①感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項または検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ②検疫法第14条第1項第1号または第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

▶開票 投票日当日の午後8時から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

▶投・開票速報 投・開票の速報および結果については、町公式ホームページに掲載します。

## ▶問い合わせ先

利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎68-2211（内線318）

